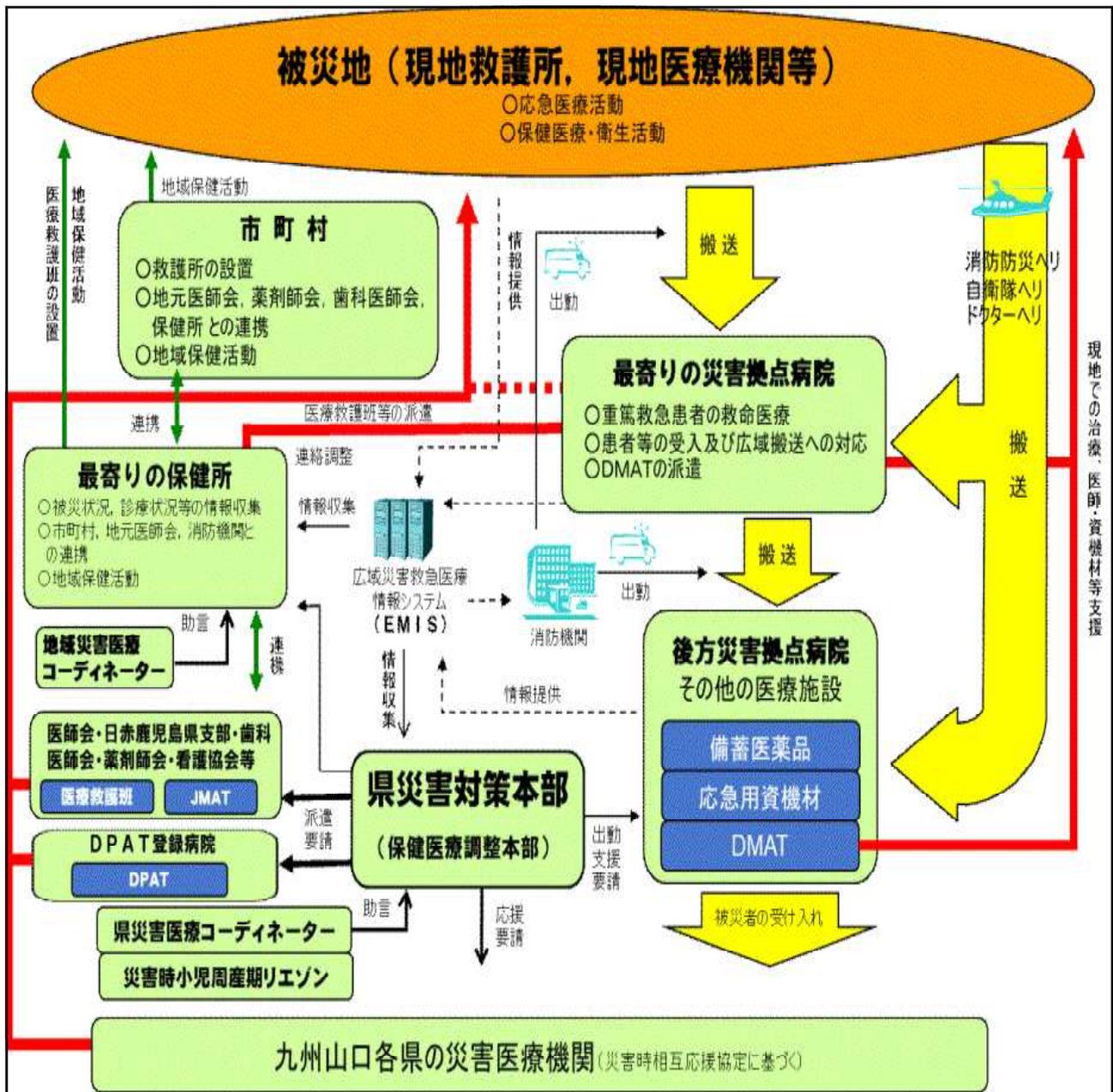


【図表資-5-36】 鹿児島保健医療圏（日置地区・鹿児島郡）災害医療の医療連携体制図



[県保健医療福祉課作成を一部改変]

【図表資-5-37】 鹿児島保健医療圏（日置地区・鹿児島郡）災害医療の医療連携体制を担う医療機能基準

医療機能	災害拠点病院	救護班協力 医療機関	その他の医療機関		
			人工透析治療	人工呼吸器	在宅酸素
医療機能 基準	重篤患者の救命医療、救護所からの患者受入及び広域搬送への対応を行う。	救護班編成に医療従事者を派遣することができる。	災害時において透析治療ができる。	人工呼吸器を装着している在宅療養者への対応ができる。	災害時において在宅酸素療養者への対応ができる。

[鹿児島地域振興局作成]